

社会保険労務士

A L L たま社労士事務所便り

連絡先：〒277-0832

柏市北柏3-5-4日暮ビル6F

電話：04-7164-1283

FAX：04-7164-1284

e-mail：tamasaki-0213@jcom.home.ne.jp

ワタミ事件で注目される
“懲罰的慰謝料”とは？◆損害賠償請求額は
どう算出する？

過労死・過労自殺の損害賠償請求訴訟では、(1) 死亡による精神的苦痛に対する慰謝料、(2) 死亡しなければ得られたはずの収入を填補する遺失利益、(3) 葬儀費用等が請求内容となります。

このうち、(1) は交通事故裁判例の蓄積によって作成された、いわゆる裁判所基準により算出され、(2) は死亡労働者の基礎収入から生活費を差し引いた額に係数を掛け合わせて算出されます。

実際には他にも様々な事情を斟酌して算出されますが、あくまでも死亡による損害を回復するという考え方です。

◆過去の事件とワタミ事件の
違いは？

過労死についての有名な労働裁判例である電通事件では、会社の支払額は約 1 億 6,800 万円（うち遅延損害金 4,200 万円）でしたが、今回のワタ

ミ事件では会社 1 億 3,365 万円を支払うこととなりました。

いずれも高額な賠償金支払義務を負った点は共通しますが、ワタミ事件の 1 億 3,365 万円は、上記 (1) が相場で 2,000~2,500 万円のところ懲罰的慰謝料と合わせて 4,000 万円とされ、これに上記 (2) 7,559 万円等を加えて算出されています。

この“懲罰的慰謝料”が認められた点が、過去の事件と大きく異なると言われてい

◆“懲罰的慰謝料”とは？

アメリカ等では、損害賠償金の目的には損害の回復のほかには違法行為の抑制もあって、生じた損害以上の賠償金を認めます。ファーストフード店で買ったコーヒーをこぼして火傷を負った客への賠償金約 3 億円の支払いが命じられた例もあります。

日本でも大型トレーラーの脱輪事故で 1 億円を懲罰的慰謝料として請求したケース等ありますが、これまで認められ

たものはありませんでした。

◆今後への影響は？

ワタミ事件で原告側代理人を務めた弁護士は、「今後、同様の事件を起こした企業には、司法判断としても、社会的非難としても、厳しい判断が相次ぐだろう」とコメントしています。

労働基準行政でも、違法な長時間労働の是正勧告に従わない企業名の公表、送検といった取組みが強化されており、コンプライアンスの意識を持たない企業は淘汰されていくと考えるべきでしょう。

厚生労働省調査で明らかに

なった「マタハラ被害」の実態

◆派遣社員の約半数が
マタハラを経験

厚生労働省は、マタニティー・ハラスメント（マタハラ）に関する初の調査結果を公表し、派遣社員の 48.7% が「マタハラを経験したことがある」と回答し、正社員の 21.8% を大きく上回ったことがわかりました。また、契約社員は 13.3%、パートは 5.8% でし

た。

受けたマタハラの内容については、「迷惑」「辞めたら」といった嫌がらせの発言を受けたという人が 47.3%と最も多く、「雇止め」が 21.3%、「解雇」が 20.5%、「退職の強要や非正規社員への転換を強要」が 15.9%と続いています。

◆派遣社員の被害の実態

派遣社員が最もマタハラの被害を受けている背景には、派遣という不安定な働き方に問題があると考えられます。

それは派遣先企業から、妊娠後に、契約の打切りや他の派遣社員への交代を求められるケースがあるうえに、登録している派遣会社の上司や同僚とも接するため、マタハラを受ける機会が相対的に多くなっていると分析されています。

◆改正案の内容は？

こうしたマタハラ被害を防ぐため、厚生労働省は今後、「育児・介護休業法」と「男女雇用機会均等法」を改正して企業にマタハラ防止策を義務付ける方針を示しました。

具体的な内容としては、相談窓口の設置を企業に義務付けたり、派遣会社だけでなく派遣先にも育休取得を理由にした派遣契約の打切りを禁止したりするなどの対策強化を盛り込むとしています。これら改正案は、年内に意見を取りまとめ 2017 年の実施を目指すとされています。

改正案が成立すれば企業の育休制度の見直しやマタハラ防止策への取組みが求められるため、今後の動きに注目しておきましょう。

1 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

12 日

- 源泉徴収税額 (※)・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
※ただし、6 ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、27 年 7 月から 12 月までの徴収分を 1 月 20 日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

20 日

- 特例による源泉徴収税額の納付 <前年 7 月～12 月分> [郵便局または銀行]

2 月 1 日

- 法定調書 <源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出 <1 月 1 日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市区町村税の納付 <第 4 期分

> [郵便局または銀行]

- 労働者死傷病報告の提出 <休業 4 日未満、10 月～12 月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付 <延納第 3 期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等 (移動) 申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

～当事務所より一言～

いつも大変お世話になっております。本年もありがとうございました。来年もどうぞよろしく願い申し上げます。